

## 準防火地域内の延焼のおそれのある部分の取扱いについて

平成29年 8月 3日

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

### 【取扱い】

建築基準法第6条第1項第四号建築物に取り付ける、開放性のあるアルミ製の物干し場等を延焼のおそれのある部分に設置する場合、以下の条件に全て該当すれば、延焼のおそれのある部分は生じないと扱う。

- 1 柱、梁等がアルミ製、スチール製等不燃材料で作られていること。
- 2 屋根部材が不燃材料若しくは、建築基準法施行令第136条の2の2第1項の規定に適合する認定品で作られていること。
- 3 水平投影面積が10㎡以下であること。

### 【解説】

建築基準法第2条第1項第六号に規定する「延焼のおそれのある部分」について、住宅等法第6条第1項第四号建築物に取り付けるアルミ製の物干し場等で、上記1、2、3の条件に全て該当するものが、建築基準法第2条第1項第六号に規定する距離にあった場合でも、「延焼のおそれのある部分」は生じないと扱うもの。

②、③が取扱いに該当する。

